○農林水産省告示第千九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年五月十九日農林水産省告示第六百五十二号

二　変更に係る指定施業要件

イ　立木の伐採の方法　変更しない。

ロ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員
山陽自動車道吹田ＪＣＴ線	尾道市美ノ郷町三成字住田七二九番二から同市美ノ郷町三成字住田七六〇番一まで	前	最大　三九八（メートル） 最小　三五八（メートル）
		後	最大　四〇一 最小　三六九　四〇

○国土交通省告示第千百四十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	鹿角市花輪字中柴内一一九番二から同市花輪字中柴内一八〇番一まで	平成二十九年十二月八日〇時

○農林水産省告示第千九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年五月十六日農林水産省告示第六百十七号

二　変更に係る指定施業要件

イ　立木の伐採の方法　変更しない。

ロ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年十二月七日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道342号改築工事（白崖工区・岩手県―関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県―関市花泉町涌津字下吉田並びに永井字南小茂、字大沢田、字西狼ノ沢、字内之目、字東狼ノ沢及び字三本木地内

２　使用の部分　岩手県―関市花泉町永井字大沢田、字西狼ノ沢、字東狼ノ沢及び字三本木地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県―関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字角屋地内までの延長2,540mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道342号改築工事（白崖工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である岩手県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされていること、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である岩手県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（1）　得られる公共の利益

一般国道342号（以下「本路線」という。）は、秋田県横手市を起点とし、岩手県―関市を経由し、宮城県登米市に至る総延長148.5kmの主要幹線道路である。

本路線は、一関市の西部地域、中心部及び南部地域を通過し、宮城県へ至る路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が多数存在するほか、交通事故も発生しているなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年９月に、任意で大気質及び騒音の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。